

岩手県告示第335号

令和元年9月13日付け岩手県報第11921号登載保安林の指定施業要件の変更予定（令和元年岩手県告示第264号）の内容について森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により通知する場合において、その相手方の所在が不明のため通知することができないので、次のとおり告示する。

令和元年10月8日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 指定施業要件を変更する予定の森林に係る通知の要旨
  - （1） 指定施業要件を変更する予定の森林の所在場所 北上市和賀町横川目5地割167の17、188の13
  - （2） 所在が不明である通知の相手方 小原二一、高橋レイ子
- 2 通知の内容を掲示した場所 北上市役所